

(様式第2号)

監 委 第 9 7 号  
平成22年2月18日

太 田 市 長 清 水 聖 義 様  
太田市議会議員 高 橋 美 博 様  
農業委員会会長 小 林 喜美雄 様

太田市監査委員 高 橋 嘉一郎  
太田市監査委員 荒 井 昭 男

### 定期監査結果報告書

(議会事務局・市民生活部・産業環境部・農政部・農業委員会事務局・上下水道局)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

#### 記

##### 1 監査の期間

平成22年2月1日から平成22年2月15日まで

##### 2 監査の方法

定期監査実施にあたっては、各監査対象における平成21年度(平成21年12月31日現在)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に実施されているか監査を実施した。

##### 3 監査の対象

###### ◎ 議会事務局

###### (1) 組 織

本監査日現在、議会事務局の職員は14名(内、嘱託職員1名)であり、議会総務課は、総務係、議事係及び調査広報係で構成されている。

###### (2) 事務分掌

- ア 議長及び副議長の秘書に関すること。
- イ 交際及び儀式に関すること。
- ウ 公印の保管に関すること。
- エ 議長会に関すること。
- オ 予算及び決算に関すること。
- カ 文書の收受発送及び保管に関すること。
- キ 議員の身分に関すること。
- ク 議員報酬及び費用弁償に関すること。
- ケ 議員の共済年金に関すること。

- コ 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- サ 職員の研修及び福利厚生に関すること。
- シ 議会関係各室の管理に関すること。
- ス 議場の管理に関すること。
- セ 条例、規則等の制定改廃に関すること。
- ソ 政務調査費に関すること。
- タ 本会議及び協議会に関すること。
- チ 委員会に関すること。
- ツ 公聴会に関すること。
- テ 議事日程及び諸報告に関すること。
- ト 議会提出議案に関すること。
- ナ 議案、請願、陳情及び意見書等に関すること。
- ニ 議決事項の処理に関すること。
- ヌ 質問通告に関すること。
- ネ 会議録等会議の記録に関すること。
- ノ 会議録検索システムに関すること。
- ハ 議案その他の事件に関する調査及び情報収集に関すること。
- ヒ その他議事に関すること。
- フ 各種資料の収集及び作成に関すること。
- ヘ 関係法令の調査に関すること。
- ホ 行政視察の受け入れに関すること。
- マ 議会広報に関すること。
- ミ 議会の傍聴に関すること。
- ム 議会史に関すること。
- メ 議会図書室に関すること。
- モ その他調査広報に関すること。

## ◎ 市民生活部

### (1) 組織

本監査日現在、市民生活部の職員は119名（内、嘱託職員30名、臨時職員8名）であり、4課及び1室で構成されている。

### (2) 事務分掌

- ア 市民生活の支援及び相談に関する事項
- イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- ウ 防災及び防犯に関する事項
- エ 交通に関する事項

○ 生活そうだん課

(1) 組 織

本監査日現在、生活そうだん課の職員は14名（内、嘱託職員2名）であり、市民そうだん係、人権・男女共同参画推進係、消費生活センター及び西消費生活センターで構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 市民の要望、陳情、苦情等の受付及び連絡調整に関する事。
- イ 市民相談に関する事。
- ウ 人権擁護に関する事。
- エ 人権同和行政に関する事。
- オ 男女共同参画の推進に関する事。
- カ 消費者行政に関する事。

○ 市民活動推進課

(1) 組 織

本監査日現在、市民活動推進課の職員は12名（内、嘱託職員4名、臨時職員3名）であり、ボランティア係及びNPO推進係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア ボランティア活動の推進及びボランティア団体との連絡調整に関する事。
- イ 民間非営利団体に関する事。
- ウ その他公益な市民活動の振興に関する事。
- エ 市民憲章に関する事。

○ 市民課

(1) 組 織

本監査日現在、市民課の職員は73名（内、嘱託職員24名、臨時職員5名）であり、管理係、戸籍係、外国人登録係、窓口記録1係、窓口記録2係、東サービスセンター、南サービスセンター及び西サービスセンターで構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 戸籍に関する事。
- イ 住民基本台帳に関する事。
- ウ 印鑑登録に関する事。
- エ 外国人登録に関する事。
- オ 埋火葬許可及び斎場使用料の徴収に関する事。
- カ 人口動態及び人口統計に関する事。
- キ 相続税法(昭和25年法律第73号)第58条の通知事務に関する事。
- ク 自衛官募集連絡事務に関する事。
- ケ 所管に係る証明交付及び手数料の徴収に関する事。
- コ 住居表示地内の住居番号の表示に関する事。

- サ 自動車臨時運行許可に関する事。
- シ 住民異動に伴う国民健康保険の被保険者の資格得喪並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給申請の受付に関する事。
- ス 連絡所に関する事。
- セ 斎場に関する事。
- ソ サービスセンターの管理運営に関する事。
- タ 火葬施設使用助成に関する事。
- チ 介護保険の被保険者の資格得喪届出に関する事。
- ツ 改葬に関する事。
- テ 犯罪人名簿事務に関する事。

○ 危機管理室

(1) 組織

本監査日現在、危機管理室の職員は9名であり、危機管理係、防災係及び防犯係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 危機管理の総合調整に関する事。
- イ 防災に関する事。
- ウ 防犯に関する事。

○ 交通政策課

(1) 組織

本監査日現在、交通政策課の職員は7名であり、交通安全係及び公共交通係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 交通安全政策及び指導に関する事。
- イ 放置自動車に関する事。
- ウ 公共交通政策及び関係団体に関する事。
- エ BUSターミナルおおたに関する事。
- オ 駅周辺の放置自転車等の対策に関する事。
- カ 太田市飯田町駐車場に関する事。

◎ 産業環境部

(1) 組織

本監査日現在、産業環境部の職員は103名（内、嘱託職員19名、臨時職員5名）であり、5課及び1室で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 商業及び観光に関する事項
- イ 工業及び労政に関する事項
- ウ 環境衛生に関する事項
- エ 清掃に関する事項

○ 商業観光課

(1) 組織

本監査日現在、商業観光課の職員は18名（内、嘱託職員1名、臨時職員1名）であり、商業係、観光係及び金融係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 商業振興の計画及び実施に関すること。
- イ 計量に関すること。
- ウ 観光行事の計画及び実施に関すること。
- エ 観光施設の整備及び管理に関すること。
- オ 制度融資に関すること。
- カ 商業等関係団体との連絡調整に関すること。
- キ まちなか交流館くらっせに関すること。

○ 工業政策課

(1) 組織

本監査日現在、工業政策課の職員は16名（内、嘱託職員3名、臨時職員1名）であり、工業係及び勤労者係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 工業振興の計画及び実施に関すること。
- イ 企業誘致及び適正配置に関すること。
- ウ 雇用対策に関すること。
- エ 職業訓練及び技能向上に関すること。
- オ 勤労者福祉に関すること。
- カ 勤労会館に関すること。
- キ 工業等関係団体及び労使関係団体との連絡調整に関すること。
- ク 産業支援に関すること。
- ケ テクノプラザおおたに関すること。

○ 環境政策課

(1) 組織

本監査日現在、環境政策課の職員は16名（内、嘱託職員1名）であり、環境企画係、環境保全係及び環境対策係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 地域環境政策の企画、調整及び推進に関すること。
- イ 環境保護思想の普及及び啓発に関すること。
- ウ 環境保全に関すること。
- エ 河川の水質浄化及び水質検査に関すること。
- オ 生活環境の保全に関すること。
- カ 環境審議会に関すること。
- キ 墓地に関すること。
- ク 狂犬病予防に関すること。
- ケ 地区環境組織の育成に関すること。

○ 新エネルギー推進室

(1) 組織

本監査日現在、新エネルギー推進室の職員は5名（内、臨時職員1名）である。

(2) 事務分掌

- ア 新エネルギー推進に関すること。

○ リサイクル推進課

(1) 組織

本監査日現在、リサイクル推進課の職員は23名（内、嘱託職員10名）であり、リサイクル推進係、ごみゼロ推進係及び収集係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 一般廃棄物処理の企画、調査及び指導に関すること。
- イ 指定ごみ袋に関すること。
- ウ 一般廃棄物の減量及び資源化に関すること。
- エ 廃棄物に関する苦情処理及び調整に関すること。
- オ 一般廃棄物の収集、運搬及び処理に関すること。
- カ 太田市外三町広域清掃組合との連絡調整に関すること。

○ 清掃施設管理課

(1) 組織

本監査日現在、清掃施設管理課の職員は22名（内、嘱託職員4名、臨時職員2名）であり、施設管理係及びごみ処理係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 清掃施設の維持管理に関すること。
- イ 一般廃棄物の処理手数料に関すること。
- ウ 愛がん動物の火葬に関すること。
- エ 一般廃棄物処理の受託業務に関すること。
- オ 一般廃棄物の処理業の許可及び指導監督に関すること。

カ 一般廃棄物の処理に関すること。

◎ 農政部

(1) 組 織

本監査日現在、農政部（農業政策課・農村整備課）の職員は46名（内、嘱託職員5名、臨時職員4名）であり、2課で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 農林水産業に関する事項
- イ 土地改良に関する事項
- ウ 農業共済に関する事項

○ 農業政策課

(1) 組 織

本監査日現在、農業政策課の職員は23名（内、嘱託職員4名）であり、農政係、指導係及び農地計画係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 農政の企画及び調整に関すること。
- イ 農林水産業の振興に関すること。
- ウ 市有林に関すること。
- エ 農業委員会との連絡調整に関すること。
- オ 太田市農業振興公社及び農業団体との連絡調整に関すること。
- カ 農村環境改善センターに関すること。

○ 農村整備課

(1) 組 織

本監査日現在、農村整備課の職員は21名（内、嘱託職員1名、臨時職員4名）であり、国土調査係、改良整備係及び施設管理係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 国土調査の計画及び実施に関すること。
- イ 農村総合整備事業に関すること。
- ウ 土地改良事業の調査、計画及び実施に関すること。
- エ 土地改良区の連絡調整に関すること。
- オ 農地及び農業用施設の整備及び維持管理に関すること。
- カ 総合農地防災事業に関すること。

◎ 農業委員会事務局

(1) 組織

本監査日現在、農業委員会事務局の職員は14名（内、嘱託職員1名）であり、総務係、農地係及び農業振興係で構成されている。

(2) 事務分掌

【総務係】

- ア 公印の保管に関する事。
- イ 農業委員会の規則の制定改廃及び法律等の整理保管に関する事。
- ウ 予算決算及び経理に関する事。
- エ 文書の收受発送及び整理保管に関する事。
- オ 備品の整理保管及び消耗品の出納に関する事。
- カ 総会の会議に関する事。
- キ 諮問答申建議及び陳情に関する事。
- ク 農地部会及び農業振興部会の議事録に関する事。
- ケ 国有農地等の管理に関する事。
- コ 農地法（昭和27年法律第229号）及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等の登記の特例に関する事。
- サ 農家基本台帳の保管及び整備に関する事。
- シ 農業委員会委員の選挙人の認定に関する事。

【農地係】

- ア 農地法関係書類の收受発送及び整理保管に関する事。
- イ 農地法による農地採草放牧地等の利用関係の調整に関する事。
- ウ 農地採草放牧地等の利用関係についてのあっせん及び争議の防止に関する事。
- エ 農地事情の改善に関する事。
- オ 農地等に関する文書の処理保管に関する事。
- カ 土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合及びこれに付随する事。
- キ 農地の買収及び売渡しに関する事。
- ク その他農地部会に関する事。

【農業振興係】

- ア 農業及び農業地域に関する振興計画の樹立及び推進に関する事。
- イ 農業生産農業経営及び農民生活に関する調査研究に関する事。
- ウ 自作農維持創設に関する事。
- エ 農業関係行政機関との連絡調整に関する事。
- オ 農業者年金受託業務に関する事。
- カ 農業後継者等の団体に関する事。
- キ その他農業振興部会に関する事。

◎ 上下水道局

○ 下水道整備課

(1) 組織

本監査日現在、下水道整備課の職員は21名（内、嘱託職員1名）であり、計画係、公共下水道係、流域西邑楽係、流域新田係、農業集落排水係及び浄化槽普及係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 下水道事業等の全体計画に関する事。
- イ 下水道施設等の建設に関する事。
- ウ 合併処理浄化槽の普及促進に関する事。
- エ 農業集落排水施設の建設促進に関する事。

○ 下水道施設課

(1) 組織

本監査日現在、下水道施設課の職員は15名（内、嘱託職員1名）であり、施設係、普及係及びクリーンセンター係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 下水道等施設の維持管理に関する事。
- イ 排水施設工事等に関する事。
- ウ 水洗化の普及促進に関する事。
- エ 指定下水道工事店の指定及び指導監督に関する事。
- オ し尿等の処理計画に関する事。
- カ し尿等処理施設の維持管理に関する事。
- キ 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに指導監督に関する事。
- ク し尿等の処理の委託業務に関する事。

4 監査の結果

(1) 執行状況

議会事務局、市民生活部、産業環境部、農政部、農業委員会事務局及び上下水道局（一般会計に係る部分）における予算の執行状況及びその他財務に関する事務の執行状況は、おおむね適正なものと認められた。